大阪市告示第1488号

次の施設について、大阪市立体育館条例(昭和31年大阪市条例第45号)第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

令和7年10月31日

大阪市長 横 山 英 幸

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立	令和7年11月4日(火)	
此花スポーツセンター	月和17年11月4日(八)	午前9時から
第1体育場	 令和 7 年11月25日 (火)	午後2時まで
多目的室	Д 4H 7 — 11/1 20 H ()()	
大阪市立 此花スポーツセンター	令和7年11月10日(月)	午後3時から
第1体育場	令和7年11月17日(月)	午後9時まで

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)